

# 1

8月3日(月)から

PICK UP

# 気になる情報 ピックアップ報

## ● ● 「臨時福祉給付金」申請開始！！ ● ●

平成26年4月からの消費税率引き上げに伴い、所得の低い方及び子育て世帯に対して、平成27年度も「臨時福祉給付金」が支給されます。対象の可能性のある方へは、7月中旬に郵送でご案内いたします。

### ◆申請期間

8月3日(月)～11月4日(水)  
※土日祝日を除く

### ◆申請先

上士幌町役場  
保健福祉課福祉担当窓口

【臨時申請窓口を設置します】 場所:役場1階ロビー

| 日付         | 受付行政区          | 受付時間       |
|------------|----------------|------------|
| 8月3日(月)    | 1・2区           | 8:30～19:00 |
| 8月4日(火)    | 3・4・5・6区       |            |
| 8月5日(水)    | 12・13・14区      |            |
| 8月6日(木)    | 7・8・9区         |            |
| 8月7日(金)    | 10・15・16区      |            |
| 8月10日(月)   | 11区・ぬかびら・幌加・三股 |            |
| 8月11日(火)   | 全行政区           |            |
| 8月12日(水)   |                |            |
| 8月13日(木)   |                |            |
| 8月14日(金)   |                |            |
| 8月17日(月)以降 | 全行政区           | 8:30～17:15 |

※受付時間内に申請できない場合などは、ご相談ください。

### ◆対象者

平成27年1月1日時点で上士幌町に住居登録されており、平成27年度分の町民税(均等割)が課税されていない方。  
※課税されている方の扶養となっている場合や、生活保護受給世帯などは対象外です。

### ◆持参するもの

- ◎臨時福祉給付金申請書
- ◎印鑑(シャチハタ以外)
- ◎支給対象者全員の公的身分証明書  
(運転免許証、健康保険証、住民票など)
- ◎支給対象者名義口座が確認できる書類  
(通帳、キャッシュカードなど)
- 《該当者のみ》
- 扶養者の平成27年度分の非課税証明書
- ※扶養者の住民票所在地が、平成27年1月1日時点で別の市町村内にあった場合に必要となります。

### ◆給付額

支給対象者1人につき6,000円

「子育て世帯臨時特例給付金」の申請も受付中です！ 申請期限:9月7日(月)

※お問い合わせは、保健福祉課社会福祉担当(☎2-4296)まで

# 2

## 上士幌小学校水泳プールのお知らせ

### 一般開放時間延長

#### 延長期間

午前中も開放します！

7月25日(土)～8月18日(火)

#### 開放時間

①9:00～12:00 ②13:00～16:30 ③18:00～21:30

### お盆期間中の休館

#### 休館期間

8月14日(金)～16日(日)

※お問い合わせは、教育委員会子ども課総務・学校教育担当(☎2-3014)まで

## 子育て支援センター通信



子育て支援センター  
☎2-4152

### 「よちよち♡ひよこサークル」 に入りませんか？

- 活動日 毎週火曜日  
9時00分～11時30分
- 対象 未就児のお子さんと保護者
- 場所 ふれあいプラザ研修室
- 会費 必要に応じて徴収します。

楽しい企画などもみなさんで考えながら行っていきます！

※お問い合わせは、代表：山本和子  
(☎2-3089)まで

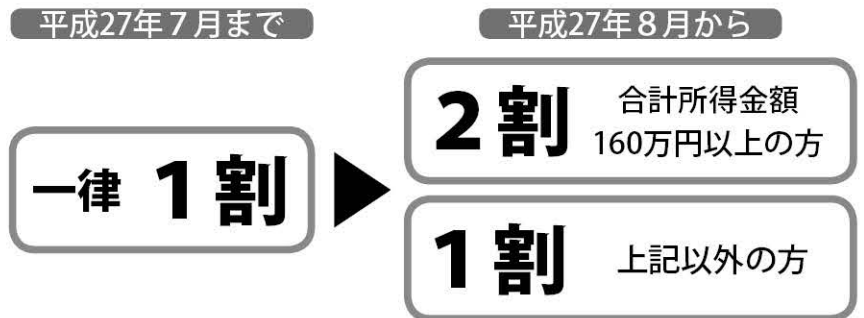
## 介護保険を利用しているみなさんへ

平成27年8月から介護サービスを利用するときは、  
**「介護保険負担割合証」が必要になります。**

現在、65歳以上の方が介護保険サービスを利用した場合は、一律1割負担ですが、平成27年8月からは、所得に応じた負担割合となります。

介護保険負担割合証は、自己負担が1割か2割かを示す証書となります。**要支援・要介護認定を受けている方へ**交付しますので、**8月から介護サービスを受ける場合は、必ず保険証と一緒に介護サービス事業者へ提示してください。**

### 介護サービスの利用者負担割合



※ただし、合計所得金額が年間160万円以上で、年金収入等とその他の合計所得金額の合計が単身世帯で280万円未満、2人以上の世帯で346万円未満の方は、1割負担となります。

## 「介護保険証」 が変わります。

介護保険制度の改正により介護保険証の様式の一部が変更になったため、**要支援・要介護認定を受けている方に**、新しい被保険者証を送付いたします。新しい保険証は、色が**ピンク**になります。

### 介護保険負担割合証が交付される方

要支援・要介護認定を受けている方  
※介護保険負担割合証の色は、**水色**となります。

### 交付時期

前年の所得により負担割合を決定し、毎年7月に交付します。  
※新たに要支援・要介護認定を受けた方には、随時交付します。

### 適用期間

**8月1日～翌年の7月31日まで**  
※新たに要支援・要介護認定を受けた方の適用期間は、申請日からとなります。

※お問い合わせは、保健福祉課介護保険担当(☎2-4296)まで